

国立大学法人東京農工大学育児休業・介護休業等規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>(育児休業の適用除外者)</p> <p>第3条 <u>次の各号の一に該当する職員は、育児休業をすることができない。</u></p> <p><u>(1) 期間を定めて雇用される職員(ただし、申出の時点において、採用されて1年以上経過している職員を除く。)</u></p> <p><u>(2) 学長と職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、過半数で組織する労働組合がないときは、職員の過半数を代表する者との間で締結された協定により、適用除外とされた次に掲げる職員</u></p> <p><u>イ 削除</u></p> <p><u>ロ 1週間の所定労働日数が2日以下の職員</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(介護休業の適用除外者)</p> <p>第33条 <u>次の各号の一に該当する職員は、介護休業をすることができない。</u></p> <p><u>(1) 期間を定めて雇用される職員(ただし、申出の時点において、採用されて1年以上経過している職員を除く。)</u></p> <p><u>(2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員</u></p>	<p>(育児休業の適用除外者)</p> <p>第3条 <u>学長と職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、過半数で組織する労働組合がないときは、職員の過半数を代表する者との間で締結された協定により、育児休業の適用除外とされた職員は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 期間を定めて雇用される職員(ただし、申出の時点において、採用されて1年以上経過している職員を除く。)</u></p> <p><u>(2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員</u></p> <p>2(略)</p> <p>(介護休業の適用除外者)</p> <p>第33条 <u>学長と職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、過半数で組織する労働組合がないときは、職員の過半数を代表する者との間で締結された協定により、介護休業の適用除外とされた職員は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 期間を定めて雇用される職員(ただし、申出の時点において、採用されて1年以上経過している職員を除く。)</u></p> <p><u>(2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員</u></p>	<p>改正民間育児・介護休業法により、育児休業及び介護休業の適用除外者は労使協定の締結により定めた者とするための改正。</p>

附 則(令和4年4月1日規程第12号)
この規程は、令和4年4月1日から施行する。